名古屋市からのお知らせ

「名古屋市暴力団排除条例」が施行されました

市民の安全で平穏な生活を脅かす暴力団の排除を推進するため、名古屋市の公の施設の利用についても、暴力団排除に取り組みます。

◎施設利用の変更点

- ▶ 暴力団の利益になると認めるときは、施設の利用を許可しません。
- ▶ 許可した後においても、暴力団の利益になると認めるとき は、許可を取り消し、又は利用の中止を命じます。

◎使用申込書記載事項の追加

平成24年4月1日以降の申込受付分より、使用申込書に**代表者のフリ**ガナ及び生年月日の記載が必要になります。

暴力団の利益となる使用かどうかを確認する必要がある場合には、申 込書の記載事項を愛知県警察本部に照会することがあります。

地区会館をご利用いただいている皆様には、ご迷惑をお掛けしますが、 ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成24年4月 名古屋市